

# Viewpoint

ビューポイント  
2015.1月号

税務調査

税務調査対策について

～ 税務調査は、必ず成立させなければならない税務署との「交渉」です ～

相続税

相続税 税制改正

～ 平成27年より基礎控除縮小で課税対象者が増えます ～

資産税

「民事信託」について

～ 高齢者の財産管理手法としての民事信託の活用 ～



中部経営・辻・本郷 税理士法人

CHUBU-KEIEI TSUJI HONGO

# 税務調査対策について

～ 税務調査は、必ず成立させなければならない税務署との「交渉」です～

**税務調査は、  
税務署と納税者の「交渉」です**

税務調査とは何なのでしょう。会社は毎年、税務申告をしますが、その申告が正しいかどうかを税務署が調査しに来るのが税務調査です。

## 税務調査・修正申告・ 更正処分の流れ

**A** 納税者が**申告**をします。

**B** 税務署が申告内容の確認のための**税務調査**を行います。

**C** 調査の結果、双方の意見が一致すれば**（交渉が成立すれば）**、納税者が**修正申告**をして調査は終了です。

**D** 調査の結果、双方の意見が一致しなければ**（交渉が決裂すれば）**、税務署が**更正処分**（税務署側の判断に基づく課税処分）を行います。納税者が更正処分に不服があるときは不服申立手続きに移ります。

交渉事においては、交渉が成立すれば成功です。

交渉の決裂は双方にとって多大な不利益をもたらします。

税務調査における交渉決裂も納税者に多大な不利益をもたらします。納税者は、税務調査における交渉を必ず成立させなければなりません。

## I 交渉成立のための対策

### (1) 申告までの対策

**120%の安心、安全を  
心がける慎重さが必要**

交渉が決裂して税務署長による更正処分がされる事例は、納税者の事前の十分な検討が足りない場合です。

特に今までと異なる税務処理や、新たな節税策の採用等を行う場合は、税務署が申告を見てどんな判断をするかを予測し、交渉相手である税務署の聖域に抵触しないか否かの検討を含め、「石橋を叩いて、叩いて、それでもすぐに渡らずしばらく様子を見る」くらいの慎重さが必要です。

※「絶対安全な節税対策、節税商品」と銘打って宣伝されたものが、税務調査で否認（更正処分）された事例は数多くあります。

### (2) 税務調査時の対策

**不服申立てによる救済はない  
と認めて調査対応に全力を**

税務調査は、税務署と納税者の「交渉」です。「交渉」である以上、当事者双方の意見の相違は必ずあります。

納税者と税務署は立場が違っているので税法解釈、事実認定について意見の相違は必ずあります。

- 「交渉」である以上、100%の勝も、100%の敗もありません

- 「交渉」である以上、相手との信頼関係を築くことが重要です

必ず意見の相違のある、100%の勝のない世界ですから、交渉の結果、例えば10%の意見の相違があり、勝率50%ならば5項目につき修正申告が必要になります。

しかし、筋の通った説明があり、なおかつ交渉態度が信頼されれば「修正事項」は、「申告是認」あるいは「今後の指導事項」に変わる可能性があります。





中部経営・辻・本郷 税理士法人

静岡事務所 所長  
理事 税理士

## 青島 邦好

### 【プロフィール】

税務署を定年退職して税理士となり、また今回縁あって中部経営・辻・本郷 税理士法人で働くことになりました。退職間際の10年の内6年間は不服申立（税務争訟）担当をしておりましたが、これからは「税務争訟」とならないための「納税者に安心安全をもたらす方策」を提供する税理士になりたいと思っております。

## II 交渉が決裂して、税務署長に更正処分されたときの対応

「交渉が決裂」して、「更正処分」がされれば、そこは「交渉」の世界ではなく「税務争訟」の世界になります。税務争訟は、和解のない「100%勝訴」か「100%敗訴」のどちらかしかない世界です。

### (1) 不服申立手続

税務署長が行った更正処分に不服があるときは、その処分の取消しや変更を求める不服申立ての道が開かれています。

#### A 異議申立て

更正処分から2か月以内に税務署長に対して異議申立てをします。税務署長は、あらかじめその処分の見直しを行います。

#### B 審査請求

異議申立て後の処分に、なお不服があるときは1か月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

審査請求をされた国税不服審判所長は、調査及び審理を行った上で裁決を行います。

#### C 訴えの提起

裁決後の処分に、なお不服があるときは6か月以内に裁判所に対して訴えを提起することができます。

### (2) 不服申立ての結果

税務署長に勝訴することは極めて困難

不服申立ての結果、納税者の勝訴率は、下表のとおり国税庁から公表されていますが、大部分の不服申立てが納税者の敗訴で終わり、税務署長に勝訴することは極めて困難です。

交渉が決裂して更正処分をさせしまった後においては、有効な対策はありません。

Iの「交渉成立のための対策」が何よりも重要です。

### 不服申立てのデメリット

- 勝訴の確率が低い
- 時間がかかる
- 費用（弁護士費用等）がかかる
- 精神的負担（ストレス）が大きい

### 平成24年度の結果（「国税庁レポート2014」）

区分	①処理済件数	②勝訴件数	③勝訴率 (②/①)
異議申立て	3,286件	325件	9.9%
審査請求	3,618件	451件	12.5%
訴訟事件	383件	24件	6.3%

### 静岡事務所開設のお知らせ

中部経営・辻・本郷 税理士法人は、静岡市に事務所を開設し、昨年6月より営業しております。中部地区のお客様にも、より迅速できめ細かなサービスをご提供できるものと考えております。

中部経営・辻・本郷 税理士法人 静岡事務所

〒四二〇一〇八三

静岡県静岡市葵区音羽町九番二十一

電話番号 〇五四(二九七)四四八六

# 相続税 税制改正

～平成27年より基礎控除額縮小で課税対象者が増えます～

中部経営・辻・本郷 税理士法人  
資産税務部 部長

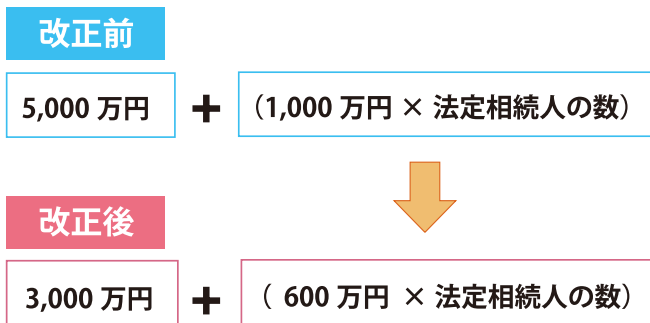


南出 美由紀

## 改正後の基礎控除額

法定相続人	基礎控除額
1人	3,600万円
2人	4,200万円
3人	4,800万円
4人	5,400万円
5人	6,000万円

## 基礎控除額の引き下げ



平成27年1月1日以後発生の相続より相続税の基礎控除がそれ以前の6割に引き下げられました

相続税の基礎控除の引き下げにより課税ベースが拡大され税率構造が見直されました

例えば夫が亡くなり、妻と子供2人の計3人が相続人というケースでは、以前は遺産の総額が8千万円以下なら相続税はかかりませんでした。平成27年1月1日以後発生の相続から、遺産の総額が4,800万円を超えると相続税の負担が生じます。夫の遺産が8千万円だとすると、平成26年12月31日以前の相続なら相続税の負担はありませんでしたが、平成27年1月1日から、相続税額が3,500万円になります。ただし、3,500万円のうち妻が取得した遺産に対応する部分については、配偶者軽減により、妻の相続税の納税額はありません。

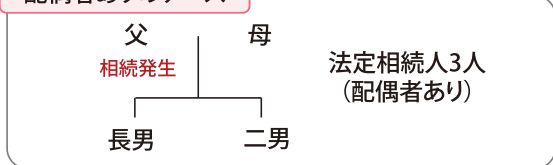
また、平成26年以前から相続税がかかる方は、基礎控除額の引き下げにより、増税になります。不動産がご自宅だけでも、ある程度まとまった金融資産等をお持ちで、相続税がかかりそうなら、節税対策や相続税をスムーズに納めるための納税資金対策をおすすめします。

また、基礎控除額を超える財産をお持ちで、小規模宅地の評価減の特等を適用することにより、課税価格が基礎控除額以下になる場合でも相続税の申告は必要です。

## 改正による税額への影響

### 一次相続

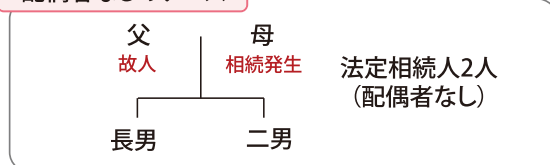
#### 配偶者ありのケース



課税価格	1億円	2億円	3億円
改正前相続税額	100万円	950万円	2,300万円
改正後相続税額	315万円	1,350万円	2,860万円
増加税額	215万円	400万円	560万円

### 二次相続

#### 配偶者なしのケース



課税価格	1億円	2億円	3億円
改正前相続税額	350万円	2,500万円	5,800万円
改正後相続税額	770万円	3,340万円	6,920万円
増加税額	420万円	840万円	1,120万円

※相続税額は、配偶者の税額軽減を法定相続分まで活用するものとして計算  
※税率について、改正があったもの仮定して計算  
※課税価格は、基礎控除前の金額

※税率について、改正があったものと仮定して計算  
※課税価格は、基礎控除前の金額



# 「民事信託」について

～ 高齢者の財産管理手法としての民事信託の活用 ～

中部経営・辻・本郷税理士法人  
理事長 税理士

村尾 実



従来、「信託」と言うと、信託銀行や信託会社が営利目的で行う商事信託であり、信託業の免許のない者が財産の信託を受けることが出来ないと思われてきました。信託法は大正11年に制定された後、ほとんど改正されてきませんでした。平成18年12月、84年ぶりに大幅に改正されました。

この改正によって、営利目的ではなく、委託者の親族や同族会社が単発的に受託者となつて財産管理等をする、いわゆる「民事信託」が活用しやすい制度になりました。

## 信託のポイント

(1) 財産の民法上の所有者は  
受託者となる

信託を設定すると、信託財産は受託者名義となり、財産の所有権が形式的に移転するため、受託者は信託契約に基づき、財産の管理・処分をスムーズに行うことができます。

例えば、賃貸ビルを信託譲渡すると、ビルの名義は受託者になるので、受託者は賃貸料の集金や募集業務等の、通常の管理だけではなく、賃料不払いに対する訴訟をする等、信託目的の達成に必要な行為を独立して行うことができます。

(2) 税務の取扱い

信託財産から生じる利益は受益者が受けるため、税務上は受益者が所有者とみなされます。

例えば、父親が子どもを受益者として財産を信託すると、父親から子供へ財産の贈与があつたものとして、子供に贈与税が課税されます。

## 信託とは

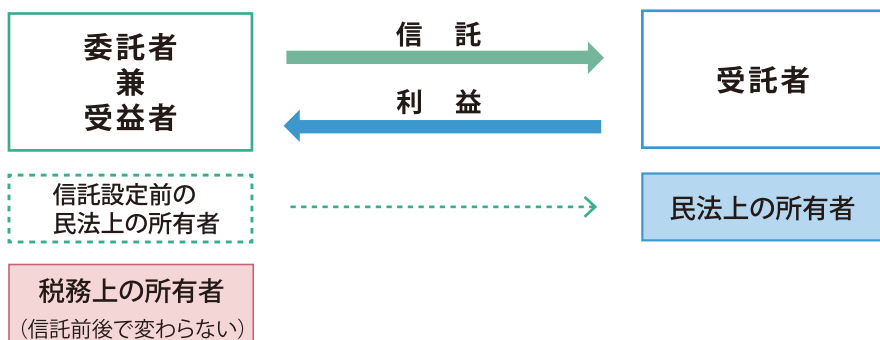
信託とは、委託者が一定の目的のために、受託者に財産を移転し、受益者のためにその財産の管理・運用・処分等を行わせる法律行為です。



委託者・・・元々の信託財産の所有者で信託を設定する者  
 受託者・・・委託者から信託する財産の管理、処分を託された者  
 受益者・・・財産から生じる利益を受ける者

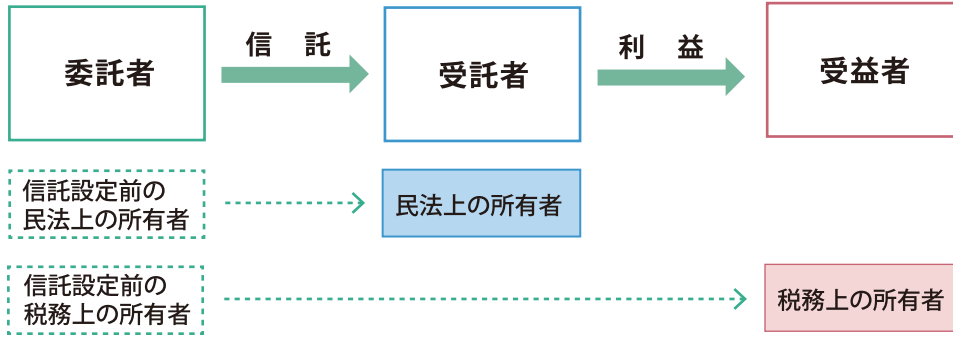
## 自益信託

左図のように、委託者が受益者となる信託は、委託者自身が信託財産から生じる利益を受けることから、「自益信託」と呼ばれています。この場合、信託が設定されても、税務上の所有者は変わりません。



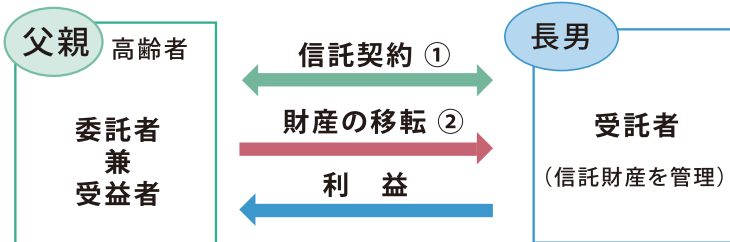
## 他益信託

左図のように、委託者と受益者が異なる信託は、他の者が信託財産から生じる利益を受けることから「他益信託」と呼ばれています。



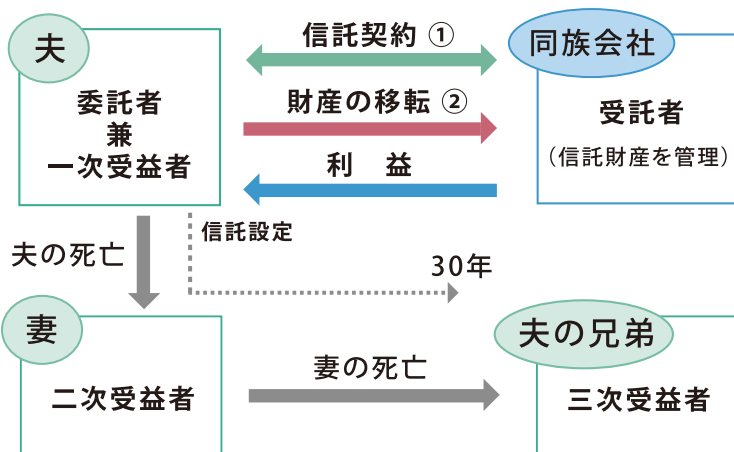
## 高齢者の財産管理のための 自益信託の活用

① 高齢者である委託者自身が受益者となり、長男を受託者とする自益信託を、高齢者本人が意思能力のあるうちに、信託契約をしておきます。  
② この信託により、財産の民法上の所有権は父親から受託者である長男に移転します。委託者である父親が受益者となるので、税務上の財産所有者は変わらないため、所得税も消費税も課税されません。  
③ 信託契約により事前に定めておけば、父に意思能力がなくなった後も、受託者である長男が相続対策としての投資等を行うことも可能となります。



## 受益者連続型信託の活用

遺言では、本人の相続について誰に財産を相続させるか決めておく事ができませんが、その次の相続について決めることは出来ません。例えば、子のいない夫婦のケースで、夫の死亡時に妻がその財産全部を相続すると、その後の妻の財産の相続においては、妻の兄弟や甥・姪がその財産を相続することになります。受益者連続型信託を活用すれば、妻の財産の相続において、夫の兄弟に財産を渡す事が出来ます。



信託設定から30年経た時点の次の受益者まで受益権の移転先を決めておくことが出来ます。

# 平成27年度税制改正セミナー

参加  
無料

日時

平成 27年 3月 17日 (火) 14:00~16:00

(受付13:30~)

講師

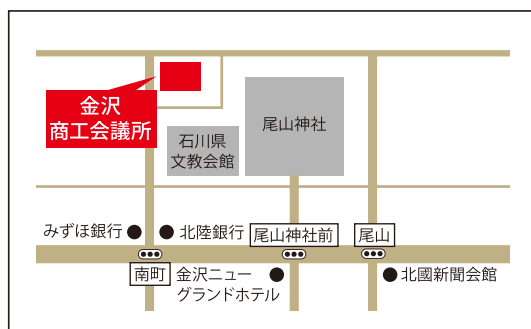
税理士 村尾 実

中部経営・辻・本郷 税理士法人

場所

金沢商工会議所 研修室1

石川県金沢市尾山町9番13号



お問い合わせ

TEL. 076-225-5588 FAX. 076-243-6222 E-mail. info@ck-tax.or.jp

※FAX・E-mailの場合は「会社名、所在地、参加者氏名、ご連絡先」をご明記下さい。  
※申込み者多数の場合は先着順とさせていただきます。

## 経営革新等支援機関

当事務所は「経営革新等支援機関」に認定されています

### 経営革新等支援機関とは？

「中小企業経営力強化支援法」に基づいて、財務局・経済産業局より認定を受けた中小企業の専門家です。  
中小企業が安心して経営相談等が受けられるために、国が認定することで、公的な支援機関として位置づけられています。

自社の経営を分析したい

金融機関と良好な関係を作りたい

専門的課題を解決したい

取引先を増やしたい  
販売を拡大したい

事業計画を作りたい



### 支援業務の概要

当事務所では、下記のような支援業務を通じ、中小企業の経営力強化を支援させていただきます。

- ・経営状況の財務分析と改善支援
- ・資金計画の策定等金融支援
- ・経営改善計画の策定支援とモニタリングの実施
- ・事業承継支援